

答申第18号
平成26年6月19日

秦野市長 古谷 義幸 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 滝澤 正



避難行動支援策に係る個人情報の取扱いについて（答申）

本年6月2日に提出されました諮問第20号「災害対策基本法第49条の10第1項に規定する「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の避難行動支援策に係る個人情報の取扱いについて（個人情報の本人外収集、目的外利用及び本人外提供並びに本人外収集後、目的外利用後及び本人外提供後の本人通知の省略）」について、慎重に審議いたしました。

その結果、次の附帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたので、その旨を答申いたします。

（附帯意見）

- 1 名簿の提供に当たっては、個人情報の漏えいの防止、目的外利用の禁止、個人情報の複写及び複製の禁止等秦野市個人情報保護条例第15条に規定する保有個人情報の提供を受けるものに対する処置要求に基づく処置をすること。
- 2 本人外収集後、目的外利用後及び本人外提供後の本人通知の省略については、対象者が名簿に登載されていることを知らないことのないよう、市の広報紙で要配慮者及び避難行動要支援者名簿に係る記事を掲載する等、十分な広報活動を行うこと。